

令和5年4月
宮崎県

特定の農事組合法人に係る法人事業税の課税標準の 算定方法等について（お知らせ）

地方税法第72条の4第3項の規定により、特定の農事組合法人が行う農業に対しては、事業税が非課税とされていますが、宮崎県では、その具体的な取扱いについて以下のとおり定めましたので、お知らせします。

1 内 容

(1) 農業が非課税となる農事組合法人について

農業が非課税となるかどうかの具体的な判定は、別紙4「農事組合法人の課税・非課税判定フロー図」によって行ってください。

なお、判定の結果、「耕種農業又は養蚕農業」又は「耕種農業又は養蚕農業、農業に付帯する事業の収入」が非課税となる農事組合法人は、申告書を提出する際に下記2の書類を併せて添付してください。

(2) 非課税となる農業の範囲

① 日本標準産業分類の「大分類A－農業、林業」の「中分類01－農業」の「011－耕種農業」又は「0126－養蚕農業」

② 上記①の事業に付帯すると認められる事業で、当該事業が上記①の耕種農業に係る収入金額の総額の2分の1を超えないものであること。

なお、上記②の判定は、別紙3「農業に付帯する事業の課税・非課税判定表及び所得金額計算書」によって行ってください。

(3) 課税標準となる所得金額の算定方法について

① 課税事業と非課税事業とを区分経理している場合は、当該区分して計算した金額

② 区分計算が困難な場合は、総所得金額等をそれぞれの事業に係る収入金額によってあん分して計算した金額

なお、上記②の計算は、別紙3「農業に付帯する事業の課税・非課税判定表及び所得金額計算書」によって行ってください。

2 申告書に添付すべき書類（別紙1によって耕種農業等が非課税と判定された場合に限る。）

(1) 別紙1「非課税要件適格申請書」

(2) 区分計算に用いた計算書等（課税事業と非課税事業とを区分して計算している場合に限る。）

(3) 別紙3「農業に付帯する事業の課税・非課税判定表及び所得金額計算書」

(4) 法人税申告書別表4

(5) 貸借対照表、損益計算書（雑収入明細書を含む。）

(6) その他課税標準となる所得の計算等に必要な書類

3 適用期日

この取扱いは、令和5年4月1日以後に開始する事業年度分から適用します。

※ その他詳細につきましては、お近くの県税・総務事務所までお問い合わせください。